

道路・鉄道周辺の屋外広告物規制について

1 現状と課題

本県では、知事が指定する道路（東名高速道路、新東名高速道路、圏央道、横浜横須賀道路及び小田原厚木道路）・鉄道（東海道新幹線）の周辺地域については、屋外広告物の禁止地域として定めている。

禁止地域の範囲は、道路・鉄道の線路用地の両外側500m以内の地域^{*}で道路・鉄道から展望できる範囲に限定しており、条例審査基準において、「山、丘などの自然の立地条件によるもの」や「半永久的な構造と認められる建築物、工作物等の人為的障害物」によって直接展望できない地域は、禁止地域から除外するものとされている。

〔^{*}第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。〕

現在は「半永久的な構造と認められる建築物、工作物等の人為的障害物」の解釈を原則トンネルのみに限定して運用しており、設置された広告物が店舗等の建築物や高速道路の遮音壁等の工作物によって、明らかに道路・線路上から見えない場合であっても禁止地域から除外していないため、条例の適用除外となる広告物を除き、広告物の掲出ができない状況となっている。

2 運用の変更案

「半永久的な構造と認められる建築物、工作物等の人為的障害物」に店舗等の建築物（仮設を除く）や、遮音壁（透明のものを除く）等の工作物も含めることとする。

* 広告物の設置場所から道路・鉄道を見たときに、車両が目視できないことを写真の提出によって確認できた場合に限る。

* 建物の取り壊し等により要件を満たさなくなった場合には、速やかに広告物を除却させる。

3 変更理由

道路・鉄道周辺の禁止地域の指定は、道路・鉄道からの良好な眺望や景観を維持することを趣旨として行われる規制であり、店舗等の建築物や遮音壁等の工作物によって直接道路・鉄道から展望できない場所まで禁止地域として取り扱うことは、規制を設けた趣旨を超えた過度な規制であると考えられる。

また、事業者や事務を委任・移譲している土木事務所や市町村からの要望も多いため、これまでの運用を見直し、上記のとおり変更したい。

4 変更年月日（予定）

令和5年1月1日